紀美野町第１回臨時会会議録

平成２５年５月１０日（金曜日）

○議事日程（第１号）

平成２５年５月１０日（金）午前１０時００分開議

第　１		会議録署名議員の指名について
第　２		会期の決定について
第　３		諸般の報告について
第　４	議案第３１号	専決処分の承認を求めることについて （紀美野町税条例の一部を改正する条例について）
第　５	議案第３２号	専決処分の承認を求めることについて （紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
第　６	議案第３３号	物品購入契約の締結について
第　７	選　第　１号	常任委員の選任について
第　８	選　第　２号	議会運営委員の選任について
第　９	選　第　３号	国民健康保険野上厚生病院組合議会議員選挙について

（追　加）

第　１		議長辞職の件について
第　２	選　第　４号	議長選挙について
第　３		副議長辞職の件について
第　４	選　第　５号	副議長選挙について
第　５		議席の一部変更について
第　６	選　第　６号	海南海草老人福祉施設事務組合議会議員選挙について
第　７	選　第　７号	海南海草環境衛生施設組合議会議員選挙について
第　８	選　第　８号	五色台広域施設組合議会議員選挙について
第　９	選　第　９号	和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について
第１０	選　第１０号	紀の海広域施設組合議会議員選挙について
第１１	議案第３４号	監査委員の選任について

第１２　　議員派遣の件について

第１３　　閉会中継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）

第１４　　閉会中継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）

第１５　　閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○会議に付した事件

日程第１から第９まで

追加日程第１から第１５まで

○議員定数　１４名

○出席議員

議席番号	氏　　名
１番	七良浴　　光　君
２番	町　田　富枝子　君
３番	田　代　哲　郎　君
４番	加　納　国　孝　君
５番	北　道　勝　彦　君
６番	向井中　洋　二　君
７番	上　北　よしえ　君
８番	伊　都　堅　仁　君
９番	仲　尾　元　雄　君
１０番	松　尾　紘　紀　君
１２番	美　野　勝　男　君
１３番	美　濃　良　和　君
１４番	小　椋　孝　一　君

○欠席議員

１１番　杉　野　米　三　君

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	寺本光嘉君
副町長	小川裕康君
教育長	橋戸常年君
消防長	家本　宏君
総務課長	井上　章君
企画管財課長	増谷守哉君
住民課長	牛居秀行君
税務課長	中谷嘉夫君
保健福祉課長	山本倉造君
産業課長	大窪茂男君
建設課長	山本広幸君
総務学事課長兼教育次長	中尾隆司君
生涯学習課長	岩田貞二君
会計管理者	西切博充君
水道課長	温井秀行君
地籍調査課長	尾花延弥君
美里支所長	西　敏明君
国体推進課長	南　秀秋君
代表監査委員	向江信夫君

○欠席したもの

なし

○出席事務局職員

事務局長	大東淳悟君
書記	中谷典代君

開　議

○議長（加納国孝君）　　ただいまの出席議員は１３名です。

したがって、規定の定足数に達しておりますので、ただいまから平成２５年第１回紀美野町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

（午前　１０時００分）

○議長（加納国孝君）　　本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（加納国孝君）　　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、７番、上北よしえ君、８番、伊都堅仁君を指名します。

◎日程第２　会期の決定について

○議長（加納国孝君）　　日程第２、会期の決定について、議題とします。

お諮りします。

本臨時会は、本日１日限りにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　　異議なしと認めます。

したがって本臨時会の会期は、本日１日限りに決定しました。

◎日程第３　諸般の報告について

○議長（加納国孝君）　　日程第３、諸般の報告を行います。

紀美野町代表監査並びに監査委員から、例月出納検査結果に関する報告について、随時監査結果に関する報告について、及び財政援助団体等監査に関する報告について、お手元に配付のとおり提出されておりますので、報告します。

次に、本臨時会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第４　議案第３１号　専決処分の承認を求めることについて（紀美野町税条例の一部を改正する条例について）

◎日程第５　議案第３２号　専決処分の承認を求めることについて（紀美野町国民健康保

険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（加納国孝君）　　日程第４、議案第３１号　専決処分の承認を求めることについて（紀美野町税条例の一部を改正する条例について及び日程第５、議案第３２号専決処分の承認を求めることについて（紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を一括議題とします。

説明を願います。

税務課長、中谷君。

（税務課長　中谷嘉夫君　登壇）

○税務課長（中谷嘉夫君）　　それでは専決処分の説明をさせていただきます。

議案書の１ページをお願いいたします。

議案第３１号　専決処分の承認を求めることについて

紀美野町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成２５年５月１０日提出　紀美野町長　寺本光嘉

提案理由。

地方自治法第１７９条第３項の規定により報告し、承認を求める。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、紀美野町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成２５年３月３１日　紀美野町長　寺本光嘉

理由、地方税法の一部を改正する法律が公布され、平成２５年４月１日から施行されること等に伴い、紀美野町税条例の一部を改正する必要が生じたためです。

次のページをお願いします。

紀美野町税条例の一部を改正する条例

平成２５年３月３１日

条例第　　８　　号

紀美野町税条例の一部を次のように改正する。

このことにつきましては、地方税法の一部改正に伴うものでございます。改正内容を簡単に説明いたします。

第３４条の７第２項につきましては、平成２５年度から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税について寄附金控除の対象額が２．１％分増額となるため、住民税による対象額をその分、減額して全体の調整をするということに改正されます。

続きまして第５４条第５項、第１３１条第４項につきましては、地方税法の改正に伴います条文の整備でございます。

附則第３条の２、附則第４条につきましては、平成２６年１月１日から延滞金及び還付加算金の特例の割合が見直しされます。特例基金割合の定義が日本銀行が定める商業手形の基準割引率プラス４％から貸出約定平均金利プラス１％に改正されました。貸出約定平均金利が１％の場合ですが、延滞金が現行１４．６％が９．３％に、納期限後１カ月以内は現行４．３％が３％に、還付加算金は現行４．３％が２％となります。

附則第４条の２につきましては、地方税法の改正に伴う条文整備でございます。

附則第７条の３の２につきましては、消費税率の引き上げに伴う影響を緩和するため、引き上げ後の消費税率により住宅を取得した場合に適用するもので、個人住民税からの控除限度額を所得税の課税総所得金額等の７％に拡充と、４年間延長されます。

附則第７条の４につきましては、平成２５年から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合、個人住民税において特例控除額を減額するため、計算方法が変更されます。

附則第１７条の２、第３項につきましては、地方税法の改正に伴う条文整備でございます。

附則第２２条の２につきましては、居住用財産の譲渡にかかる特例について、その有する居住用家屋が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった者の相続人が当該家屋の敷地を譲渡した場合には、当該相続人がこれらの特例の適用を受けることができるようになりました。

続いて６ページをお願いします。

附則第２３条につきましては、東日本大震災の被災者が住宅を再取得した場合、選択により通常の住宅借入金等特別控除の適用にかえて有利な限度額及び控除率を適用できるとされていますが、適用期限を４年間延長するとともに、平成２６年から平成２９年に居住の用に供した場合の再建住宅借入金等の年末残高の限度額、控除率、各年度の控除限度額及び控除期間が定められました。

附則、施行期日、第１条、この条例は平成２５年４月１日から施行されます。ただし

（１）第３４条の７第２項の改正規定並びに附則第３条の２、第４条、第４条の２、第７条の４、第１７条の２及び第２２条の２の改正規定並びに次条並び附則第３条第１項及び第２項の規定は、平成２６年１月１日からとなります。

また（２）附則第７条の３の２及び第２３条の改正規定並びに附則第３条第３項の規定につきましては、平成２７年１月１日施行となってます。

第２条につきましては、延滞金に関する経過措置、第３条は町民税に関する経過措置、第４条につきましては、固定資産税に関する経過措置となっています。

また、新旧対照表１ページから順次御確認いただきますよう、よろしくお願いします。

続きまして、８ページをお開きください。

議案第３２号　専決処分の承認を求めることについて

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第１７９条第１項の規定により次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成２５年５月１０日提出　紀美野町長　寺本光嘉

提案理由、地方自治法第１７９条第３項の規定により報告し、承認を求める。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成２５年３月２９日　紀美野町長　寺本光嘉

理由、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成２５年４月１日から施行されることに伴い、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたためです。

次のページをお願いします。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成２５年３月２９日

条例第　　７　　号

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

このことにつきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴うものでございます。

改正内容を簡単に御説明いたします。

まず１点目は、国民健康保険の保険料の減免措置にかかる基準額等について、国民健

康保険から後期高齢者医療に移行後５年目までの間に限り、当該移行した者を含めて算定することを、期限を区切らない恒久措置とすることと定めました。

２点目は、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の国民健康保険の保険料について、既に講じられている当該移行後５年目までの間の世帯別平等割の２分の１の軽減措置に加え、当該移行後５年目から８年目までの間においても世帯別平等割額の４分の１の軽減措置を講ずることになりました。

第５条の２に第３号特定継続世帯１万３，５００円、第７条の３に第３号特定継続世帯３，７５０円を加えています。

第２３条第１号から第３号につきましては、国民健康保険税の減額でありまして、同条第１号（イ）（エ）は、７割軽減額、同条第２号（イ）（エ）は、５割軽減額、同条第３号（イ）（エ）は２割軽減額であり、各それぞれに（ウ）の特定継続世帯の額を加えています。

附則、施行期日、１、この条例は平成２５年４月１日から施行されます。

新旧対照表の１３ページから１７ページを御確認いただきますよう、よろしくお願いします。

（税務課長　中谷嘉夫君　降壇）

○議長（加納国孝君）　これから質疑を行います。

３番、田代哲郎君。

（３番　田代哲郎君　登壇）

○３番（田代哲郎君）　まず、紀美野町税条例の一部を改正する条例について、質疑いたします。

今回の地方税法の一部改正の要点というのは、大ざっぱに言うと復興支援策として、東日本大震災の津波被災区域における固定資産税の課税減免措置の１年間の延長と、それからいわゆる個人住宅ローン控除の延長をして、その内容を拡充するということ、それから一番大きいのは延滞金を引き下げるということ、それらが住民生活に直接かかわる主な改正かなと理解していたんですが、後は国際回復戦略港湾の荷さばき施設などに対する固定資産税等の減免制度の創設とかありますけども、直接この町の住民生活にかかわるものというのではないので。

ただ説明の中で、いわゆる復興特別所得税の控除に関する部分というのが第３４条の

７第２項中に加える部分で、もう一つあったんですが、復興特別所得税等のかかわりについて、もう少し詳しく説明していただければと思います。

これが第１点です。

次は紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてなのですが、簡単に言えば国保に加入する高齢者夫妻の世帯で、一方が７５歳以上で、もう一方が７４歳以下であった場合に、一方が後期高齢者医療に入り、もう一方が国保に残って、後期高齢者医療の保険料と国保税を別々に払うという、現行制度ではそうなってますが、こうした世帯に対して、国保に残った人の国保税の平等割額を平成２０年度から平成２４年度までの５年間、２分の１に軽減する措置がとられていましたが、それが平成２４年度で終わったということで終わりということになっていたんですが、今年度から３年間だけ平等割額を４分の１軽減するという措置で、あと３年間続けるということが主な趣旨だというふうに理解しています。

そこで平等割額、いわゆる特定継続世帯というんですか、条例的には、平等割額の軽減の対象となるのは何世帯程度なのか、教えていただきたいと思います。

（３番　田代哲郎君　降壇）

○議長（加納国孝君）　　税務課長、中谷君。

（税務課長　中谷嘉夫君　登壇）

○税務課長（中谷　嘉夫君）　　田代議員の御質疑にお答えいたします。

寄附金税額の控除ということで、復興税が２．１％ということで、寄附金の特別控除について、震災復興税の関係によって、平成２６年から５０年、その上限率を引き下げるということになります。復興税で２．１％、その分がかかりまして、出た分が結局住民税でその分を減額するという調整になっております。

それから今言われました特定継続世帯の世帯数ですけども、今調べておりますので、お待ちいただきたいと思います。

以上です。

（税務課長　中谷嘉夫君　降壇）

○議長（加納国孝君）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午前１０時２４分）

再　開

○議長（加納国孝君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時２７分）

○議長（加納国孝君）　　税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷嘉夫君）　　失礼いたしました。

特定継続世帯ですけども、約５５０世帯となっています。

以上でございます。

○議長（加納国孝君）　　３番、田代哲郎君。

○３番（田代哲郎君）　　素人のような質疑で申しわけないんですけど、復興特別所得税というのは、東日本大震災からの復興のための財源を確保するための特別措置法という法律により基準所得税額に２．１％を乗じて算定する税なんですが、それが２．１％かかるからということは、住民税でその分減額するよという理解でいいのかなと思うんですけど、地方税法の一部を改正する法律の施行の中にその部分が含まれているのかどうか、この条例改正にそういう説明がある、地方税法の一部を改正する条例が公布されたんでということなんで、条文の全てを調べてない、一部のあれだけを見て質疑するんですが、それが加味されているのかどうかということだけ、お伺いします。

以上です。

○議長（加納国孝君）　　税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷嘉夫君）　　今言われましたように、復興特別所得税に２．１％ということで、これは地方税法によって個人住民税の寄附金控除分が、その分減額されるということになっております。

以上でございます。

○議長（加納国孝君）　　ほかに質疑ありませんか。

１３番、美濃良和君。

（１３番　美濃良和君　登壇）

○１３番（美濃良和君）　　若干確認しておきたいと思うんですけども、先ほど田代議員のほうからも質疑のあった対照表のほうの６ページにある寄附金税額控除における特例控除額の特例という、そこの部分、平成２６年度以降５０年ですか、２．１％の要するに所得税を取ったところの分を町民税で減額の控除がされると、こういうふうな意味合いの説明があったと思うんですけれども、もう少しそれについてお伺いしたいと思

うんですね。

とりあえずそれをお願いします。

（１３番　美濃良和君　降壇）

○議長（加納国孝君）　　税務課長、中谷君。

（税務課長　中谷嘉夫君　登壇）

○税務課長（中谷嘉夫君）　　美濃議員の質疑にお答えいたします。

６ページの寄附金税額控除における特例控除の特例ということの中で、例題で挙げさせてもらってもいいでしょうかね。内容についてですけども、軽減率の仕組みということで、年収７００万円の方が５万円の寄附をした場合ということで、夫婦で子どもがない場合ですけども、現行制度であれば５万円のうち２，０００円を引かれて、その後がまた控除されるということになってます。それに対して今回２，０００円引かれて、その後、所得税分で５万－２，０００円×２０％、この場合は所得税が２０％になります。それを掛けますと９，６００円、これは同じなんですけども、そこへ９，６００円×２．１％ということで、２００円の分が復興特別所得税分として上がってきます。その２００円分が、結局、個人住民税の中で計算しましたら、従来どおりであれば３万３，６００円のところ、そこへその率がかかりまして３万３，４００円ということで、２００円の減額ということになります。トータルで４万８，０００円の控除ということになります。といったことで２００円は住民税のほうで減額されるということになります。

以上でございます。

（税務課長　中谷嘉夫君　降壇）

○議長（加納国孝君）　　１３番、美濃良和君。

○１３番（美濃良和君）　　それでですね、控除ですから、そういうことになってくるのかわかりませんけれども、結局その分で控除されてきた場合に、後の町の歳入の減った分については交付税措置ということになってくるんですか。その辺のところはどうなってくるんですか。

○議長（加納国孝君）　　税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷嘉夫君）　　交付税措置ということはないと思います。というのは、これは減額となり、控除でありますので、よろしくお願いします。

○議長（加納国孝君）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午前１０時３３分）

再　開

○議長（加納国孝君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時３４分）

○議長（加納国孝君）　　税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷嘉夫君）　　済みません。控除額が今回減るということで、税額がふえるということになります。控除額が減るということは、税額がふえるということになります。

○議長（加納国孝君）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午前１０時３５分）

再　開

○議長（加納国孝君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時００分）

○議長（加納国孝君）　　税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷嘉夫君）　　先ほどは説明不足で申しわけございません。

３４条の７の２項の寄附金税額の控除でございまして、これにつきましては平成２５年から復興特別所得税が課税されることに伴って、所得税にて寄附金控除の対象額が２．１％増額するため、住民税による対象額をその分減額して、全体の調整をするというふうに改正されています。

先ほど復興税の分が結局住民税のほうで減額されるということではなくて、これは寄附金の控除額ということの中で差し引き同じということになります。

以上でございます。

○議長（加納国孝君）　　１３番、美濃良和君。

○１３番（美濃良和君）　　確認いたしますけれども、今の説明で所得税の増額分というのは国税ですね。国税で増額になって、国税におけるところの控除額がふえて減額されるということではないんですか。地方税のところで先ほど課長が言われたように、税金の控除額が減って地方税ではふえると、こういうことではないんですか。その辺を

確認したいんですけども。

要するにだから以前、国税と地方税の住民税の税率が反対になってトータル同じですよという説明があったと思うんですけども、今回もそういう形で、トータルは同じだけれども、国税では減税、地方税で増税と、そういうことのトータル一緒と。もう３回目ですので、もしそうであったとするならば、地方税が結局ふえるということになってくるから交付税の増額はないと、そういうことになってくるわけですか。その辺確認したいと思います。

○議長（加納国孝君）　　税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷嘉夫君）　　今言いましたのは寄附金の控除額でありまして、復興税による２．１％がかかった分について住民税で減額するということになります。これは税額控除の中でありまして、住民税につきましては控除が下がった分、税額が上がるということになります。それに対して交付税がいく分か下がると。というのは寄附金をした場合の方に対してでございます。

○議長（加納国孝君）　　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第３１号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　　これで討論を終わります。

これから「議案第３１号」専決処分につき承認を求める件を採決します。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　　異議なしと認めます。

したがって「議案第３１号」専決処分につき承認を求める件は承認することに決定しました。

これから「議案第３２号」に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　　これで討論を終わります。

これから「議案第３２号」専決処分につき承認を求める件を採決します。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　　異議なしと認めます。

したがって「議案第３２号」専決処分につき承認を求める件は承認することに決定しました。

◎日程第６　議案第３３号　物品購入契約の締結について

○議長（加納国孝君）　　日程第６、議案第３３号　物品購入契約の締結について、議題とします。

説明を願います。

住民課長、牛居君。

（住民課長　牛居秀行君　登壇）

○住民課長（牛居秀行君）　　議案書の１２ページをお願いいたします。

議案第３３号　物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求める。

平成２５年５月１０日提出　紀美野町長　寺本光嘉

契約の目的でございますが、平成２５年度塵芥収集車２トン車でございますが、購入事業でございます。契約方法につきましては指名競争入札でございます。契約金額につきましては９００万９，０００円、契約の相手方につきましては和歌山市狐島６０４番地の１、いすゞ自動車近畿株式会社和歌山事業本部　和歌山事業本部長　浜野晃治でございます。

以上です。

（住民課長　牛居秀行君　降壇）

○議長（加納国孝君）　　これから質疑を行います。

１３番、美濃良和君。

（１３番　美濃良和君　登壇）

○１３番（美濃良和君）　　９００万９，０００円ということは、消費税は入ってないんですね。それと何社の入札であったのか、社名をお願いしたいと思います。最低、最高の制限は入れてあったのかどうかについて、お伺いしたいと思います。

（１３番　美濃良和君　降壇）

○議長（加納国孝君）　　住民課長、牛居君。

（住民課長　牛居秀行君　登壇）

○住民課長（牛居秀行君）　　美濃議員の御質疑にお答えを申し上げます。

まず９００万９，０００円の金額でございますけれども、これにつきましては契約金額でございますので、消費税が含まれております。落札価格につきましては８５８万円でございまして、それに消費税を掛けまして９００万９，０００円となってございます。

応札していただいた業者数でございますけれども６社でございます。

最低制限価格のことでございますが、物品購入の契約でございましたので、現在紀美野町におきましては、物品購入の契約につきましては最低制限価格を設けてございません。

どうも済みません、答弁漏れがあったようでございます。

まず６社の社名でございます。ラビット和歌山株式会社、和歌山日野自動車株式会社、和歌山三菱ふそう自動車販売株式会社、極東開発工業株式会社、株式会社森田エコノス関西支店、いすゞ自動車近畿株式会社和歌山事業本部、以上６社でございます。

（住民課長　牛居秀行君　降壇）

○議長（加納国孝君）　　１３番、美濃良和君。

○１３番（美濃良和君）　　最高最低の最低はないということなんですけども、上の線はなかったですか。もしあったとするならば、除外された業者はあったのかないのか、お伺いします。

○議長（加納国孝君）　　住民課長、牛居君。

○住民課長（牛居秀行君）　　美濃議員の再質疑に対しまして、お答えを申し上げます。

本入札におきましてはロアリミット及びハイヤーリミットは設けてございません。ちなみに本入札におきます最高額につきましては１，１２０万円、これが最高額でございました。最低は落札をされましたいすゞ自動車でございますが、８５８万円でございま

す。最低最高を設けてございませんので、それによって失格した業者はございません。

以上でございます。

○議長（加納国孝君）　　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第３３号に対して討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　　これで討論を終わります。

これから議案第３３号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　　異議なしと認めます。

したがって議案第３３号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休　憩

（午前１１時１３分）

再　開

○副議長（小椋孝一君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時１５分）

○副議長（小椋孝一君）　　議長、加納国孝君から議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。

議長辞職の件について、日程に追加し、追加日程第１号とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件について日程に追加し、追加日程第１号とし、日程の順序

を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第１　議長辞職の件について

○副議長（小椋孝一君）　　追加日程第１、議長辞職の件について、議題とします。

地方自治法第１１７条の規定により、加納国孝君の退場を求めます。

（加納国孝君　退場）

○副議長（小椋孝一君）　　お諮りします。

加納国孝君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、加納国孝君の議長辞職の件は許可することに決定しました。

加納国孝君の入場を許します。

（加納国孝君　入場）

○副議長（小椋孝一君）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午前１１時１７分）

再　開

○副議長（小椋孝一君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時１８分）

○副議長（小椋孝一君）　　ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長選挙について日程に追加し、追加日程第２、選第４号として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって議長選挙について日程に追加し、追加日程第２、選第４号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第２　選第４号　議長の選挙について

○副議長（小椋孝一君）　　追加日程第２、選第４号　議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○副議長（小椋孝一君）　　ただいまの出席議員数は１３名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第３２条第２項の規定によって、立会人に１４番、加納国孝君及び１３番、美濃良和君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配付）

○副議長（小椋孝一君）　　念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

○副議長（小椋孝一君）　　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○副議長（小椋孝一君）　　異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

１番議員から順番に投票願います。

（投　　票）

○副議長（小椋孝一君）　　投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

○副議長（小椋孝一君）　　投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

加納国孝君及び美濃良和君、開票の立ち会いをお願いします。

（開　　票）

○副議長（小椋孝一君）　　選挙の結果を報告します。

投票総数１３票、有効投票１３票、無効投票０。

有効投票のうち小椋孝一君７票、伊都堅仁君６票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は４票です。

したがって、議長に小椋孝一君が当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場を開く）

○副議長（小椋孝一君）　　ただいま議長に当選されました小椋孝一君が議場におられます。

会議規則第３３条第２項の規定によって、当選の告知をします。

しばらく休憩します。

休　憩

（午前１１時２８分）

再　開

○議長（小椋孝一君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時２８分）

○議長（小椋孝一君）　　ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長選挙について日程に追加し、追加日程第３、選第５号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって副議長選挙について日程に追加し、追加日程第３、選第５号とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第３　選第５号　副議長の選挙について

○議長（小椋孝一君）　　追加日程第３、選第５号　副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（小椋孝一君）　　ただいまの出席議員数は１３名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第３２条第２項の規定によって、立会人に１２番、美野勝男君及び１０番、松尾紘紀君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙の配付）

○議長（小椋孝一君）　　投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（小椋孝一君）　　異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

１番議員から順番に投票願います。

（投　　票）

○議長（小椋孝一君）　　投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

美野勝男君及び松尾紘紀君、開票の立ち会いをお願いします。

（開　　票）

○議長（小椋孝一君）　　選挙の結果を報告します。

投票総数１３票、有効投票１３票、無効投票０。

有効投票のうち、上北よしえ君、１３票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は４票です。

したがって、副議長に上北よしえ君が当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場を開く）

○議長（小椋孝一君）　　ただいま副議長に当選されました上北よしえ君が議場におられます。

会議規則第３３条第２項の規定によって当選の告知をします。

しばらく休憩します。

休　憩

（午前１１時３５分）

再　開

○議長（小椋孝一君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時５０分）

○議長（小椋孝一君）　　お諮りします。

議席の一部変更について日程に追加し、追加日程第４として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって議席の一部変更について日程に追加し、追加日程第４とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第４　議席の一部変更について

○議長（小椋孝一君）　　追加日程第４、議席の一部変更を行います。

今回の議長選挙に伴い、会議規則第４条第３項の規定により議席の一部を変更します。

当町議会の申し合わせにより、任期途中で議長の交代があったときは、前議長は新議長の席につくことになっておりますので、加納国孝君を４番に、私が１４番に、それぞれ変更します。

しばらく休憩します。

休　憩

（午後　２時５２分）

再　開

○議長（小椋孝一君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時５３分）

◎日程第７　選第１号　常任委員の選任について

○議長（小椋孝一君）　　日程第７、選第１号　常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定により、美濃良和君、美野勝男君、杉野米三君、伊都堅仁君、小椋孝一君、町田富枝子君、七良浴光君、以上の７人の方を総務文教常任委員に、松尾紘紀君、加納国孝君、仲尾元雄君、上北よしえ君、向井中洋二君、北道勝彦君、田代哲郎君、以上７名の方を産業建設常任委員にそれぞれ指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました皆様を、それぞれ常任委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

休　憩

（午後　２時５５分）

再　開

○議長（小椋孝一君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　３時１０分）

○議長（小椋孝一君）　　ただいま各常任委員会において互選されました委員長、副委員長を発表します。

総務文教常任委員会委員長に伊都堅仁君、副委員長に町田富枝子君。

産業建設常任委員会委員長に向井中洋二君、副委員長に仲尾元雄君。

以上のとおり、それぞれ選任されました。

◎日程第８　選第２号　議会運営委員の選任について

○議長（小椋孝一君）　　日程第８、選第２号　議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定によって、美濃良和君、美野勝男君、加納国孝君、伊都堅仁君、向井中洋二君、町田富枝子君、以上６名の方を議会運営委員にそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました皆様を議会運営委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

休　憩

（午後　３時１２分）

再　開

○議長（小椋孝一君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　３時２０分）

○議長（小椋孝一君）　　議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果について報告します。

議会運営委員会委員長に美野勝男君、副委員長に美濃良和君。

以上のとおり選任されました。

◎日程第９　選第３号　国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の選挙について

○議長（小椋孝一君）　　日程第９、選第３号　国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選として議長から指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって議長から指名することに決定しました。

国民健康保険野上厚生病院組合議会議員に美野勝男君、加納国孝君、伊都堅仁君、北道勝彦君、田代哲郎君、町田富枝子君、七良浴光君、以上７名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名したとおりで、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって国民健康保険野上厚生病院組合議会議員に美野勝男君、加納国孝君、伊都堅仁君、北道勝彦君、田代哲郎君、町田富枝子君、七良浴光君、以上７名が当選されました。

会議規則第３３条第２項の規定により、当選の告知をします。

お諮りします。

海南海草老人福祉施設事務組合議会議員が辞職されましたので、海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第５、選第６号とし、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第５、選第６号とし、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第５　選第６号　海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の選挙について

○議長（小椋孝一君）　　追加日程第５、選第６号　海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選として議長から指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

海南海草老人福祉施設事務組合議会議員に仲尾元雄君、北道勝彦君、田代哲郎君、町田富枝子君を指名します。

ただいま指名したとおりで、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、海南海草老人福祉施設事務組合議会議員に仲尾元雄君、北道勝彦君、田代哲郎君、町田富枝子君が当選されました。

会議規則第３３条第２項の規定によって、当選の告知をします。

お諮りします。

海南海草環境衛生施設組合議会議員が辞職されましたので、海南海草環境衛生施設組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第６、選第７号とし、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、海南海草環境衛生施設組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第６、選第７号とし、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第６　選第７号　海南海草環境衛生施設組合議会議員の選挙について

○議長（小椋孝一君）　　追加日程第６、選第７号　海南海草環境衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選として議長から指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

海南海草環境衛生施設組合議会議員に美濃良和君、仲尾元雄君、伊都堅仁君を指名します。

ただいま指名したとおりで、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、海南海草環境衛生施設組合議会議員に美濃良和君、仲尾元雄君、伊都堅仁君が当選されました。

会議規則第３３条第２項の規定によって、当選の告知をします。

お諮りします。

五色台広域施設組合議会議員が辞職されましたので、五色台広域施設組合議会議員の

選挙を日程に追加し、追加日程第７、選第８号とし、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、五色台広域施設組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第７、選第８号として直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第７　選第８号　五色台広域施設組合議会議員の選挙について

○議長（小椋孝一君）　　追加日程第７、選第８号　五色台広域施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選として議長から指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

五色台広域施設組合議会議員に美濃良和君、松尾紘紀君、加納国孝君、上北よしえ君、向井中洋二君、北道勝彦君を指名します。

ただいま指名のとおりで、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、五色台広域施設組合議会議員に美濃良和君、松尾紘紀君、加納国孝君、上北よしえ君、向井中洋二君、北道勝彦君が当選されました。

会議規則第３３条第２項の規定によって、当選の告知をします。

お諮りします。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員が辞職されましたので、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第８、選第９号とし、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第８、選第９号とし、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第８　選第９号　和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（小椋孝一君）　　追加日程第８、選第９号　和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選として議長から指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に上北よしえ君を指名します。

ただいま指名のとおりで、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に上北よしえ君が当選されました。

会議規則第３３条第２項の規定によって、当選の告知をします。

お諮りします。

紀の海広域施設組合議会議員が辞職されましたので、紀の海広域施設組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第９、選第１０号とし、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、紀の海広域施設組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第９、選第１０号とし、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第９　選第１０号　紀の海広域施設組合議会議員の選挙について

○議長（小椋孝一君）　　追加日程第９、選第１０号　紀の海広域施設組合議会議員

の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は地方自治法第１１８条第２項の規定によって指名推選とし、議長から指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

紀の海広域施設組合議会議員に美濃良和君、仲尾元雄君、七良浴光君を指名します。

ただいま指名したとおりで、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、紀の海広域施設組合議会議員に美濃良和君、仲尾元雄君、七良浴光君が当選されました。

会議規則第３３条第２項の規定によって、当選の告知をします。

しばらく休憩します。

休　憩

（午後　３時３１分）

再　開

○議長（小椋孝一君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　３時４５分）

○議長（小椋孝一君）　　お諮りします。

執行部より、議案第３４号　監査委員の選任について同意を求める件が提出されています。

監査委員の選任について同意を求める件を日程に追加し、追加日程第１０、議案第３４号とし、直ちに議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって監査委員の選任について同意を求める件を日程に追加し、追加日程第９、議案第３４号とし、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第１０　議案第３４号　監査委員の選任について

○議長（小椋孝一君）　追加日程第１０、議案第３４号　監査委員の選任について、議題とします。

本件について、美野勝男君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第１１７条の規定により、美野勝男君の退場を求めます。

（美野勝男君　退場）

○議長（小椋孝一君）　説明を願います。

町長、寺本君。

（町長　寺本光嘉君　登壇）

○町長（寺本光嘉君）　議案第３４号　監査委員の選任の同意についてでございます。

次の者を監査委員に選任したいため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９６条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名は美野勝男、生年月日は昭和１５年１月２日、住所は紀美野町毛原下５５６番地でございます。

ひとつ提案どおり御承認を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

（町長　寺本光嘉君　降壇）

○議長（小椋孝一君）　これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　これで質疑を終わります。

これから議案第３４号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

議案第３４号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起　立　多　数）

○議長（小椋孝一君）　　起立多数です。

したがって議案第３４号は、原案のとおり可決されました。

次に議員派遣の件について、日程に追加し、議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件について、日程に追加し、追加日程第１１とし、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第１１　議員派遣の件について

○議長（小椋孝一君）　　追加日程第１１、議員派遣の件について、議題とします。

お諮りします。

本件については会議規則第１２８条の規定に基づき、お手元に配付しているとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については原案のとおり派遣することに決定しました。

次に委員会の閉会中の継続調査の申し出についての３件を日程に追加し、一括議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって委員会の閉会中の継続調査の申し出についての３件を日程に追加し、追加日程第１２、追加日程第１３及び追加日程第１４として一括し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第１２　閉会中継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）

◎追加日程第１３　閉会中継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）

◎追加日程第１４　閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○議長（小椋孝一君）　　追加日程第１２、閉会中継続調査の申し出について（総務

文教常任委員会）、追加日程第１３、閉会中継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）及び追加日程第１４、閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）、一括議題とします。

初めに総務文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付のとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に産業建設常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付のとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に議会運営委員長から、次期定例会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する全ての事項について、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成２５年第１回紀美野町議会臨時会を閉会します。

（午後　３時５２分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成２５年５月１０日

前議長　加　納　国　孝

新議長　小　椋　孝　一

議　　員　上　北　よしえ

議　　員　伊　都　堅　仁